

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医経006
- (2) 調達件名及び数量 コシハラ社製 ロングスパン工事用エレベータ KRA-900 賃貸借一式
- (3) 請負完了期限 2021年6月30日まで
- (4) 納入場所 大阪大学大学院医学系研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2  
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係  
電話 06-6879-3099
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和2年1月7日(火) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「賃貸借契約基準」に定めています

## 仕 様 書

### (一般事項)

1. 請負の表示      コシハラ社製 ロングスパン工事用エレベータ    KRA-900    賃貸借一式
2. 請負の完了期限      2021年6月30日    (レンタル終了後の撤去完了期限)
3. 契 約 事 項      国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。
4. 代金の支払      請負代金は、設置に伴う付帯工事費用を設置完了月の翌々月末までに支払うものとする。レンタル費用は、2020年2月14日から2020年3月31日分については発注者が物品の借入確認を行い2020年5月末までに支払うものとする。以降は3ヶ月ごとに支払うものとし、発注者が3ヶ月ごとに物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

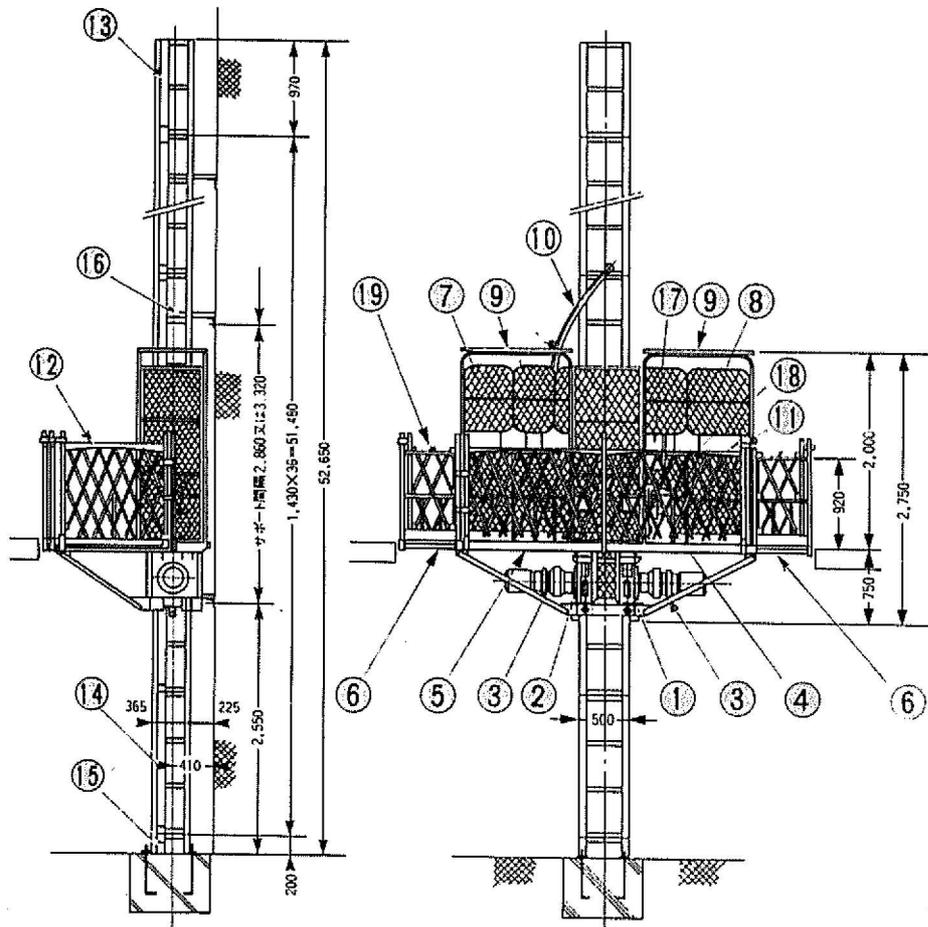
### (特記事項)

1. 受注者は本仕様書に基づき、賃貸借業務を行うものとする。
  - ① 賃貸借物品及び数量  
    コシハラ社製 ロングスパン工事用エレベータ    KRA-900    一式  
    ・鋼製ピット蓋 (幅 950mm 奥行 1830mm : 10 枚) および H 鋼 (幅 4750mm : 1 本) の一時撤去および仮置き  
    ・エレベータ取合枠組足場 (幅 4700mm 高さ 7300mm) 組立  
    ・地下ピット部荷受ステージ (幅 3800mm 奥行 1800mm) 組立
  - ② 納入場所  
    国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 (大阪府吹田市山田丘 2-2)  
    バイオメディカル教育研究棟と最先端医療イノベーションセンターの間
  - ③ レンタル期間  
    2020年2月14日から2021年5月13日

2. 物品の保守及び点検の費用並びに物品の搬入、据付、調整及び本契約の契約期間満了による物品の撤去費用は、受注者の負担とする。但し、消耗品は除く。
3. 付帯工事の請求書および作業報告完了書は設置に伴う付帯工事業務終了後に、レンタル業務の請求書および保守点検書類は2020年3月末日に、それ以降は3ヶ月ごとに、速やかに国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係へ提出するものとする。
4. 受注者は、業務上知り得た機密事項を一切他に漏洩してはならない。
5. 法令で定められた届け出を含むものとする。
6. 設置に際しては、事前に現場の施工条件等を十分調査すること。その他設置に際し、仕様書、図面にない内容については、発注者と打合せのうえ承認を受けるものとする。
7. その他詳細については、発注者・受注者間の協議によるものとする。

# ロータ・エース KRA-900(ロングスパン工事用エレベータ)

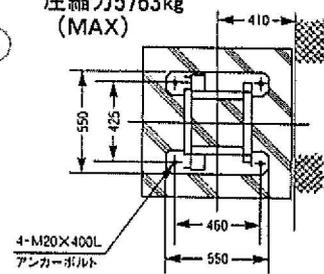
組立図



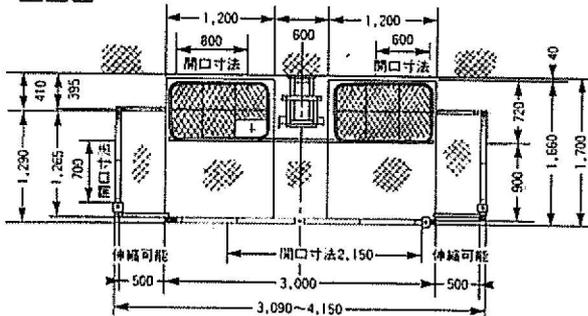
各部名称

No.	名称
1	昇降装置 (ガバナー側)
2	昇降装置
3	昇降電動機
4	ガバナー式落下防止装置
5	荷台
6	伸縮荷台
7	出入口扉
8	出入口扉
9	ヘッドガード
10	ポスト吊込みジブ
11	手摺 (アコーディオン式)
12	手摺 (アコーディオン式)
13	頂部ポスト
14	中間ポスト
15	ポストベース
16	サポート
17	操作盤
18	ガバナーカバー
19	手摺

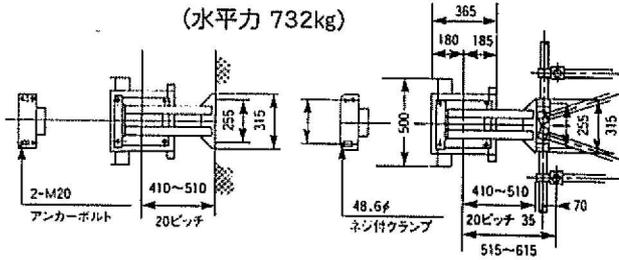
基礎  
圧縮力5763kg  
(MAX)



上面



ガイドレール  
(水平力 732kg)



サポート壁用

サポート足場用

仕様

型式	KRA-900	操作方法	押釦操作方式
名称	ロータ・エース(ロングスパン工事用エレベータ)	揚程	50m
積載荷重	900kg	安全装置	ガバナー式落下防止装置・警報装置 上下限・ファイナル・出入口扉・手摺 各リミットスイッチ
昇降速度	50Hz 8.2m/min 60Hz 10m/min	電源	200/220V 50/60Hz
昇降電動機	2.2kW x 4P ブレーキ付 x 2台		
荷台寸法	900 x 3,000 ~ 4,000		

●本仕様は予告なく変更させていただくことがあります。

鉄骨梁

この範囲の  
鉄板蓋10枚と  
鉄骨梁1本を撤去

鉄板蓋（計20枚）  
（1枚：横1.8m、縦0.95m程度）

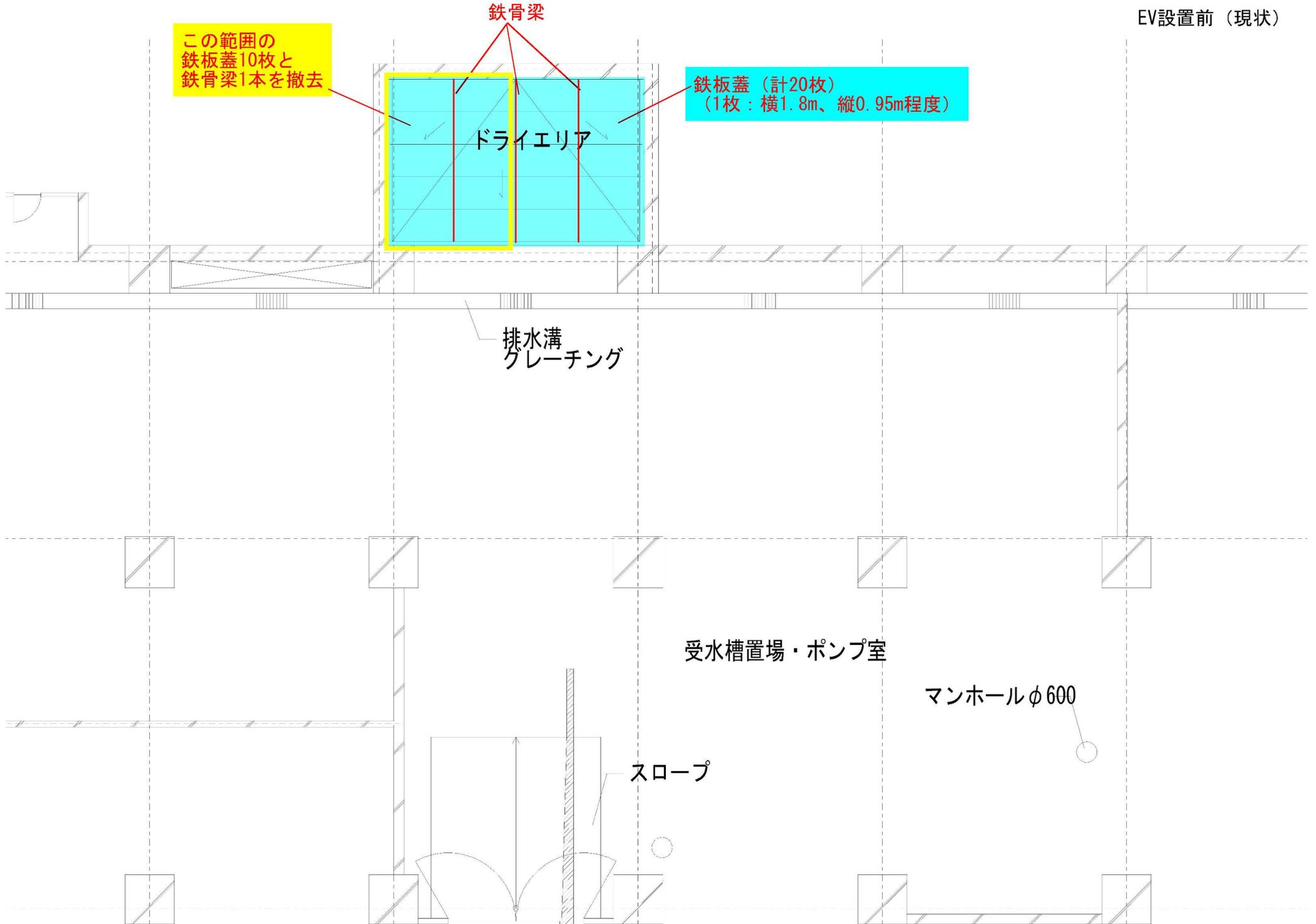
ドライエリア

排水溝  
グレーチング

受水槽置場・ポンプ室

マンホールφ600

スロープ



EV設置後（稼働時）

EVレール設置用  
仮設足場

安全対策  
仮囲い鉄板

EV搬入出用ステージ  
仮設足場

テーブルリフト

鉄板蓋（10枚）

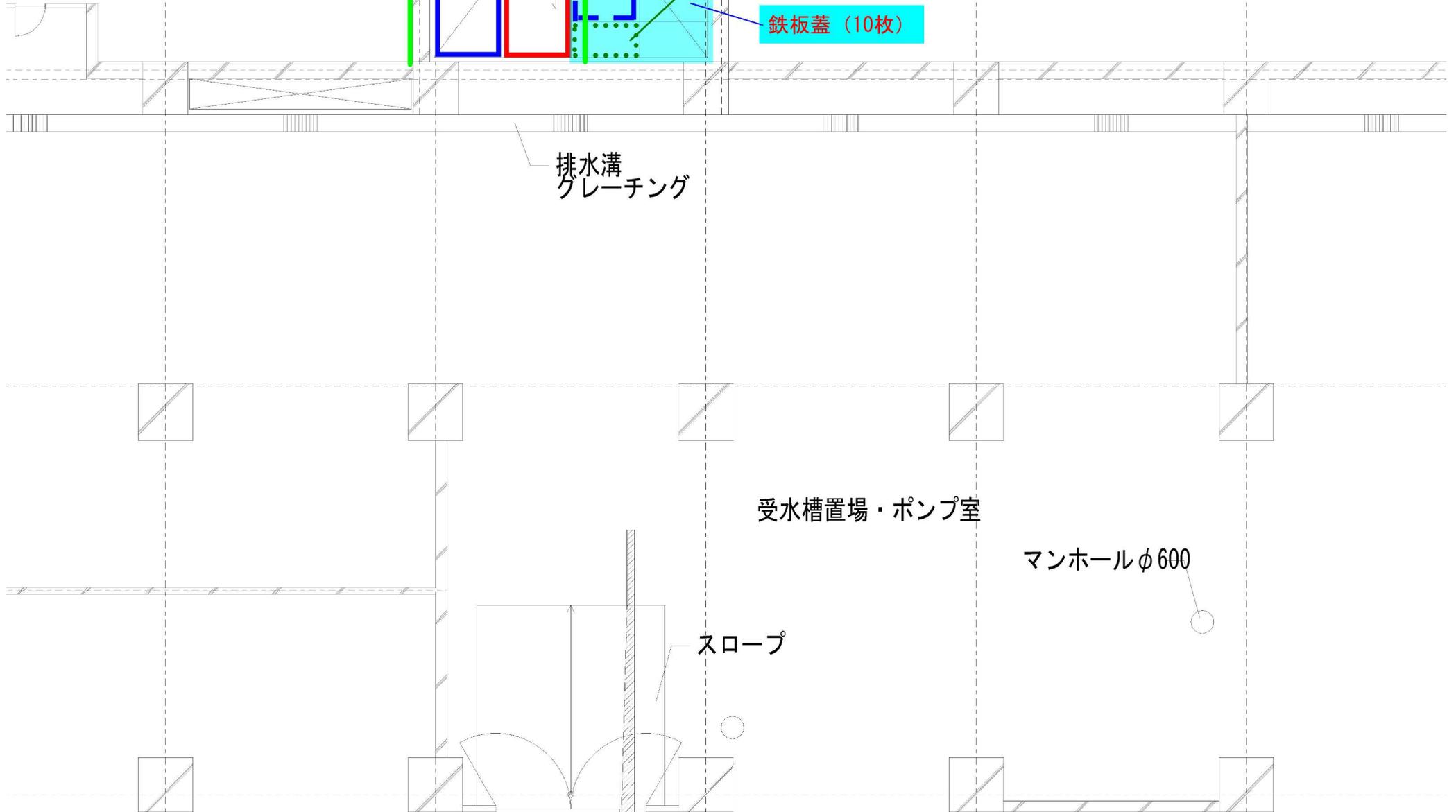
ピット階レベルに設置

排水溝  
グレーチング

受水槽置場・ポンプ室

マンホールφ600

スロープ



X3  
荷受ステージ (ドライエリアSL+1,600程度)  
2,000×3,800程度

X4

2,000

2,200

ELV設置スペース  
2,200×4,700

テーブルリフト  
2,000×1,000

3,800

1,000

4,700

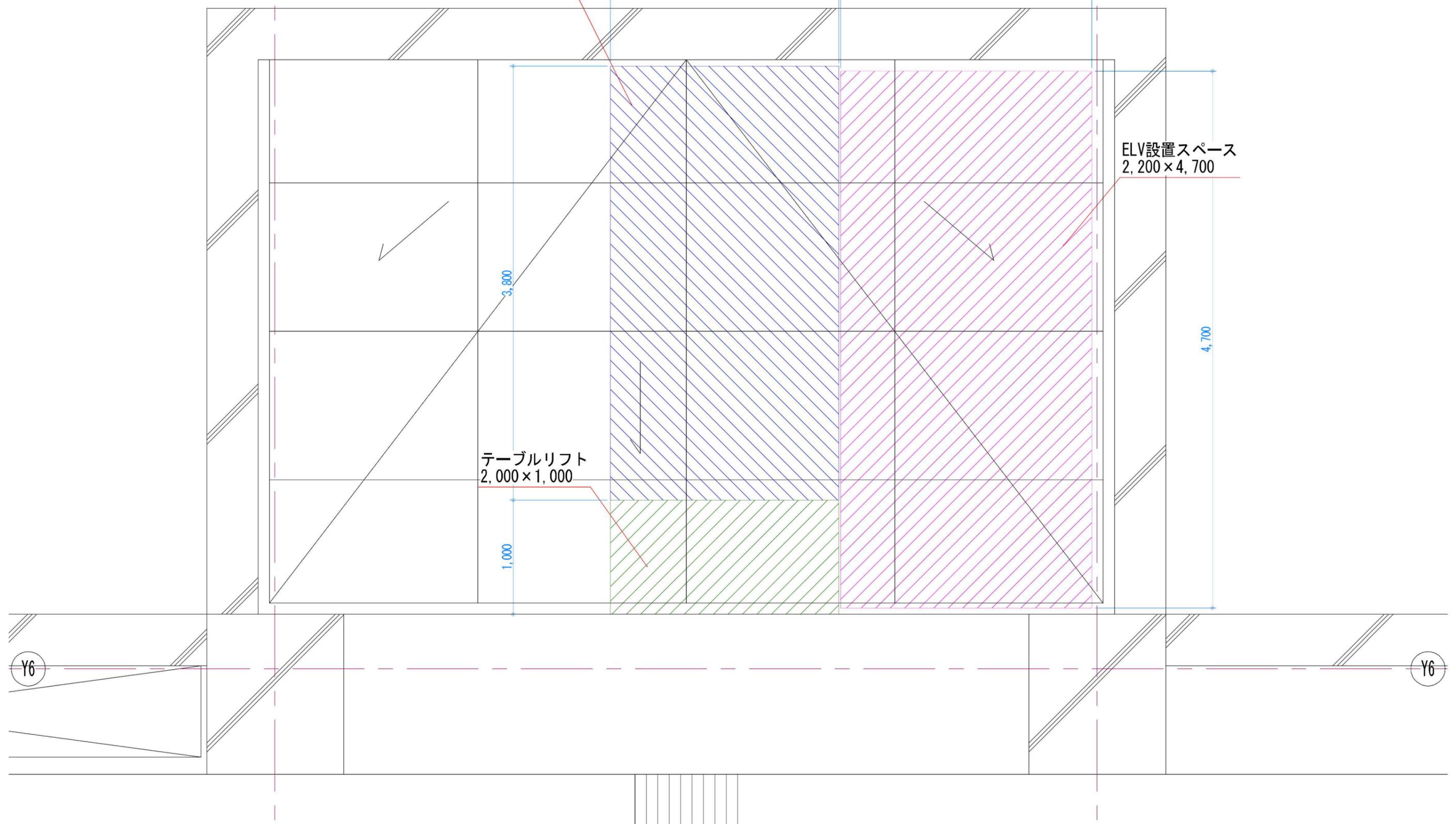
Y6

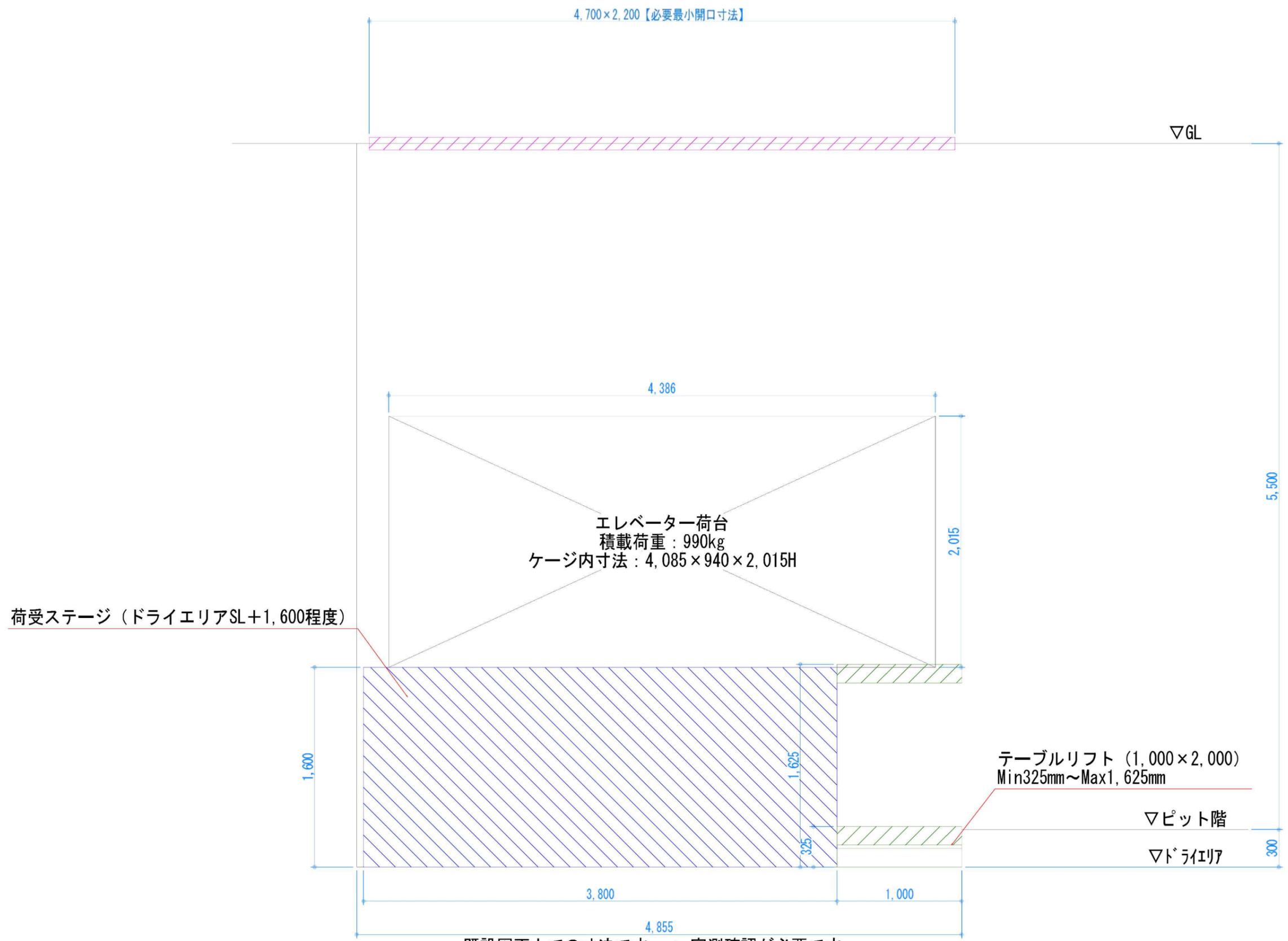
Y6

X3

X4

エレベーター検討図 (ドライエリアスラブレベル平面)  
A3 : 1/30





既設図面上での寸法です。⇒ 実測確認が必要です。

エレベーター断面検討図  
A3 : 1/30

第2号様式

見 積 書

調達番号：医経006

調達件名：コシハラ社製 ロングスパン工事用エレベータ KRA-900 賃貸借 一式

見 積 金 額

金

円也

国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所  
会 社 名  
氏 名  
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

# レンタル契約書

レンタル物品の表示： コシハラ社製 ロングスパン工事用エレベータ KRA-900 賃貸借 一式

レンタル料金	月額	金	円也（うち消費税額及び地方消費税額	円）
設置工事料金	金		円也（うち消費税額及び地方消費税額	円）
撤去工事料金	金		円也（うち消費税額及び地方消費税額	円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、料金に110分の10を乗じて得た額である。

貸借人 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科長 森井 英一（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の料金の、次の条項によりレンタル契約を締結するものとする。

第1条 乙は甲に対し物品を賃貸し、甲はこれを借り受けるものとする。

第2条 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科バイオメディカル教育研究棟と最先端医療イノベーションセンターの間に納入設置するものとする。

第3条 乙は、本契約に基づく物品等の運送にあたって自動車を使用するときは、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。

第4条 物品のレンタル期間は、2020年2月14日から2021年5月13日までとする。

2 甲は、自己の都合により、レンタル期間満了前に本契約を解約するときは、原則として解約しようとする日の2ヶ月前までに、文書によって乙に通知するものとする。

第5条 納品書及び請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。

第6条 レンタル料金は、3ヶ月ごとに支払うものとし、甲が3ヶ月ごとに物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。設置工事料金は、物品の設置完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。撤去工事料金は、物品の撤去完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 レンタル期間に1ヶ月未満の端数が生じたとき、又は乙の責に帰すべき理由により物品を使用できない期間があったときは、当該月のレンタル料金は、次式により算出した額とする。

$$\frac{\text{月額レンタル料金}}{\text{当該月の暦日数}} \times \text{当該月のレンタル日数} = \text{当該月のレンタル料金}$$

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 物品の保守及び点検の費用並びに物品の搬入、据付、配管、配線、調整及び本契約の契約期間満了又は解約による物品の撤去費用は、料金に含まれるものとする。

第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙との間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

2020年 月 日

甲 吹田市山田丘2番2号  
国立大学法人大阪大学大学院  
医学系研究科長 森井 英一 印

乙

印